

プリント・ディスアビリティのための 図書館資料電子化サービス

小林泰名

北海道大学附属図書館

1. 概要

障害者総合支援法(2012)、障害者差別解消法(2013)、障害者権利条約(2014)の大きな流れがあり、図書館にも障がい者への合理的な配慮が求められている。

北海道大学附属図書館では、本学特別修学支援室とプリント・ディスアビリティの学生の協力を得て、「図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」とする)に沿って著作物の電子的複製を試行的に行っている。この取り組みについて報告する。

2. 「ガイドライン」のポイント

図書館は、視覚障害等のため視覚著作物をそのままの方式で利用することが困難な者のために、視覚著作物を当該視覚障害者等がアクセスできる方式に複製し、譲渡することができる。自動公衆送信により提供することもできる。

3. サービスの流れ

①利用者登録(特別な利用登録が必要) ②依頼受付 ③学内の所在確認 ④電子版の有無を確認 ⑤出版社に電子版の提供を依頼(入手できれば⑧へ) ⑥電子版の購入を検討 ⑦電子版が入手できなかった資料は図書館で電子化 ⑧利用者に譲渡

4. 考察

大学図書館では学術資料を電子化するにあたって、洋書にはガイドラインを適用することができない、校正に時間がかかる等の問題がある。今後も電子化実験を続け、他機関と情報交換して問題解決を図り、よりよいサービスの提供を目指す必要がある。

<参考文献・サイト等>

- ・ 図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン(2015年4月28日閲覧)
<http://www.library.metro.tokyo.jp/Portals/0/zenkouto/pdf/guideline1309.pdf>
- ・ 日本図書館協会障害者サービス委員会、著作権委員会編『障害者サービスと著作権法』日本図書館協会 2014
- ・ 松田康子「高等教育における障害学生支援と合理的配慮の検討」；ひとりの障害学生への聴きとり調査を事例に」北海道大学大学院教育学研究院紀要 117(2012) p205-229
<http://hdl.handle.net/2115/51039>